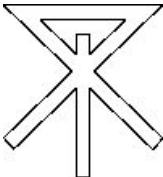



第 1 号様式（第 8 条の 2 関係）

第 号	
質問職員証	
	
写真	大阪市環境局
	氏 名
	年 月 日生
	発行 平成 年 月 日 (有効期間 1 年)
	大阪市長 

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 寸法は、縦 8 センチメートル、横 12 センチメートルとする。

第1号の2様式(第13条関係)

ア 粗大ごみ処理手数料券(200円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin: 10px auto;">(原符)</div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">200円</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取扱店 受付印 </div> <p>大阪市 No.</p>	(バーコード)	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin: 10px auto;"> 購入者控 (領収書) </div> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">200円</p> <p style="font-size: small;">この「購入者控」はお申込になられた粗大ごみの収集が終わるまで、お手元で保管してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取扱店 受付印 </div> <p>大阪市 No.</p>	<p style="text-align: center;">←</p> <p style="text-align: center;">大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px;"> 受付番号又は氏名 </div> <ul style="list-style-type: none"> このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;"> 200円 </div> <p>No.</p>
---	---------	--	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

イ 粗大ごみ処理手数料券(400円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin: 10px auto;">(原符)</div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">400円</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取扱店 受付印 </div> <p>大阪市 No.</p>	(バーコード)	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin: 10px auto;"> 購入者控 (領収書) </div> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">400円</p> <p style="font-size: small;">この「購入者控」はお申込になられた粗大ごみの収集が終わるまで、お手元で保管してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 取扱店 受付印 </div> <p>大阪市 No.</p>	<p style="text-align: center;">←</p> <p style="text-align: center;">大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px;"> 受付番号又は氏名 </div> <ul style="list-style-type: none"> このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px; text-align: center;"> 400円 </div> <p>No.</p>
---	---------	--	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

ウ 粗大ごみ処理手数料券(700円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>700円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>700円 この「購入者控」はお申込に なられた粗大ごみの収集が終 わるまで、お手元で保管して ください。</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>←</p> <p>ここからはがしてください</p> <p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>700円</p> <p>No.</p>
---	---	---

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

エ 粗大ごみ処理手数料券(1000円)の様式

<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>(原符)</p> <p>1000円</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>大阪市粗大ごみ 処理手数料券</p> <p>購入者控 (領収書)</p> <p>1000円 この「購入者控」はお申込に なられた粗大ごみの収集が終 わるまで、お手元で保管して ください。</p> <p>取扱店 受付印</p> <p>大阪市 No.</p>	<p>←</p> <p>ここからはがしてください</p> <p>大阪市粗大ごみ処理手数料券 (粗大ごみ手数料シール)</p> <p>受付番号又は氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> このシールを粗大ごみの目立つところに貼ってください。 このシールは一度貼ると貼り直せません。ご注意ください。 このシールを破損したり紛失した場合、再発行いたしません。 <p>1000円</p> <p>No.</p>
--	--	--

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

一般廃棄物収集運搬業許可証

大阪市指令 第 号
平成 年 月 日

住所

〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第2項又は第7条の2第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 の 有 効 期 限	平成 年 月 日
事 業 の 範 囲	
区 域	
許 可 の 条 件	

一般廃棄物処分業許可証

大阪市指令 第 号
平成 年 月 日

住所

〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

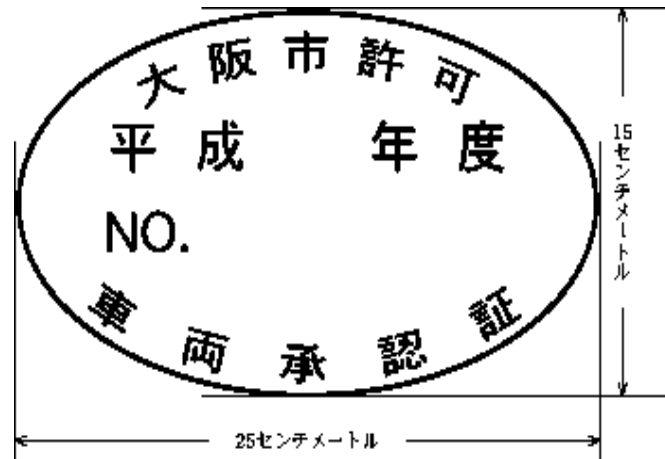
大阪市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第7項又は第7条の2第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処分業の許可をしたことを証します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許可の有効期限	平成 年 月 日
事業の範囲	
許可の条件	

第3号様式(第22条関係)



第4号様式(第22条関係)



第4号の2様式(第26条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成 年 月 日

住所

〔 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 〕

氏名

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

大 阪 市 長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 設置
第9条第1項 の規定により、 変更 の許可を受け

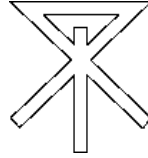
た一般廃棄物処理施設であることを証します。

許可年月日及び 指令番号	平成 年 月 日 大阪市指令 第 号
施設の種類及び処理する 一般廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	

- 注 1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること
2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること
3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること

第5号様式(第39条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令 第 号
平成 年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

大阪市長

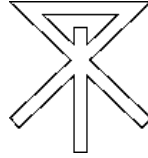


廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	平成 年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
事 業 の 範 囲	業務の種別	取り扱う一般廃棄物の種類
再生利用の方法		
取引関係		
指 定 期 限		
指 定 条 件		

第6号様式(第39条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令 第 号
平成 年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

大阪市長

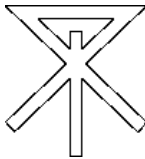


廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	平成 年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
事 業 の 範 囲	業務の種別	取り扱う産業廃棄物の種類
再生利用の方法		
取引関係		
指 定 期 限		
指 定 条 件		

第7号様式(第46条関係)

(表)

8 セ ン チ メ ー ト ル	第 号	
	立入検査職員証	写 真
		
	大阪市環境局	発行 平成 年 月 日
	氏 名	大阪市長 印
	年 月 日生	
	12センチメートル	

(裏)

この証明書を携帯する者は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第36条第1項の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに
生活環境の清潔保持に関する条例(抄)

(立入検査)

第36条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8号様式（第48条関係）

平成 年 月 日	
過料処分決定通知書	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 () —
大阪市長 印	
あなたは、次のとおり大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第15条の3第6項の規定による命令に違反しました。	
日 時	平成 年 月 日 時 分頃
場 所	大阪市 区 付近
内 容	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持に関する条例第15条の2に違反する行為を行い、同条例第15条の3第4項の規定による勧告に従わなかったため、同条第6項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで直ちに当該行為を中止するよう命令を受けたが、中止しなかった。
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第43条第 項の規定により、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第48条の規定により通知します。	
納入通知書によりお支払いください。	
注 (担当)	
〒 —	大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。